

定期報告書（小規模所有者用）

令和 年 月 日

埼玉県 家畜保健衛生所長 宛

農場名
住所
電子メール
電話番号
FAX番号

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。
 別紙「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

所有者の氏名又は名称				
所有者の住所	郵便番号 ー			
所有者の連絡先	電話番号		FAX番号	
	携帯電話番号		E-mail	
飼養場所の所在地	郵便番号 ー (所有者と同じ住所の場合は記入不要)			

所有者と飼養衛生管理者が異なる場合は下欄に御記入ください。

飼養衛生管理者の氏名				
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー			
飼養衛生管理者の連絡先	電話番号		FAX番号	
	携帯電話番号		E-mail	

動物の種類及び頭羽数 (毎年2月1日現在の飼育状況を記入)	動物種	牛	水牛	馬	鹿	ひつじ
	品種					
	頭数	頭	頭	頭	頭	頭
	動物種	山羊	豚	いのしし	鶏	あひる(アイガモ含)
	品種					
	頭数	頭	頭	頭	羽	羽
	動物種	うずら	きじ	ホロホロ鳥	七面鳥	だちょう
	品種					
	頭数	羽	羽	羽	羽	羽
	動物種					
	品種					
	頭数	羽	羽	羽	羽	羽

【記入例】

定期報告書（小規模所有者用）

【小規模所有者の記入方法等】

〔裏面〕

埼玉県 埼玉県中央家畜保健衛生所 殿

令和 6 年 2 月 1 日

農場名 埼玉一郡

住所 さいたま市☆区○町△-□

E-mail abdef@ghij.klm

電話番号 123-456-7890

FAX番号 987-654-3210

所有者の氏名又は名称 埼玉一郡

郵便番号 123-456

所有者の住所 さいたま市☆区○町△-□

電話番号 123-456-7890 FAX番号 987-654-3210

所有者の連絡先 携帯電話番号 111-2222-3333 E-mail abdef@ghij.klm

飼養場所の所在地 さいたま市☆区●町▲-■

飼養衛生管理者の氏名 浦和 花子

郵便番号 456-789

飼養衛生管理者の住所 さいたま市※区◎町▽◇

電話番号 098-7654-321 FAX番号 098-7654-321

飼養衛生管理者の連絡先 携帯電話番号 444-5555-6666 E-mail nopqrs@tuvvw.xyz

動物種	牛	水牛	馬	鹿	ひつじ
品種	ホルスタイン		ポニー		
頭数	1		1		
動物種	山羊	豚	いのしし	鶏	あひる (アヒカモ)
品種		ミニブタ		チャボ	
頭数		1		5	
動物種	うすら	きじ	ホロホロ鳥	七面鳥	だちょう
品種					
頭数					
動物種	鳥				
品種					
頭数	10				

- ① 提出日を記入。
- ② 申請者の住所・農場名・電話番号を記入。
- ③ 動物の飼育場所を管轄する家畜保健衛生所名（管轄市町村は下記参照）。
- ④ 別紙「個人情報の取扱い」を御確認いただき、同意していただける場合は口にチェックを入れてください。
- ⑤ 所有者の氏名又は名称、住所、連絡先（携帯電話番号、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）を記入。
- ⑥ 飼養場所が所有者の住所と異なる場合はその住所を記入。
- ⑦ 所有者と飼養衛生管理者が異なる場合はその氏名、住所、連絡先（携帯電話番号、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）を記入。
法人や教育機関等で飼養している場合で、従業員や職員の方が管理者となる場合、住所・連絡先は所有者住所・連絡先と同じで構いません。
- ⑧ 毎年2月1日現在、飼育する動物種の欄に、品種と頭羽数を記入。品種がわからない場合は未記入で可。

飼養衛生管理者とは
家畜を飼養し、衛生管理する必要がある区域に対し、責任者として1人を選任してください。
所有者自らが管理者となることも可能です。

※犬・猫・兎・インコ等は、
報告の必要がありません！！
(下記の報告対象動物をご確認ください。)

【注意事項】

1 報告対象動物

牛・水牛・馬・鹿・ひつじ・山羊・豚・いのしし・鶏・あひる・うすら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう

2 小規模所有者とは ⇒ 報告対象動物を①～④までの頭数を飼育している方です（重複可）。

- ① 牛・水牛・馬の場合1頭
- ② 鹿・ひつじ・山羊・豚・いのししの場合6頭未満
- ③ 鶏・あひる・うすら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合100羽未満
- ④ だちょうの場合10羽未満

3 提出期限

動物を飼養している場所の住所を管轄する4の提出先に、毎年2月1日現在で飼育している動物の状況を、同年の4月15日までに郵送・FAX（この報告書の表面のみ）・E-mailで提出してください。

4 提出及び問合せ先：下記の管轄家畜保健衛生所に郵送またはFAX（この報告書の表面のみ）、E-mailで提出。

- (1) 埼玉県中央家畜保健衛生所 〒331-0821 さいたま市北区別所町107-1
電話048-663-3071 FAX048-666-8731 E-mail: m6330714@pref.saitama.lg.jp

《管轄》さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町、春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、蓮田市、宮代町、白岡町、三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町

- (2) 埼玉県川越家畜保健衛生所 〒350-0837 川越市石田152
電話049-225-4141 FAX049-226-9653 E-mail: r2541411@pref.saitama.lg.jp

《管轄》川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町

- (3) 埼玉県熊谷家畜保健衛生所 〒360-0813 熊谷市円光1-8-30
電話048-521-1274 FAX048-526-1063 E-mail: k2112741@pref.saitama.lg.jp

《管轄》秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、本庄市、美里町、神川町、上里町、熊谷市、深谷市、寄居町、行田市、加須市、羽生市

5 その他

報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。
また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。
なお、法令に基づき、本報告に係る事項を当該家畜の所在地を管轄する市町村長に通知させていただきます。